

連合鳥取 2020 年度運動方針

私たちが未来を変える～ 安心社会に向けて ～

1. 私たちを取り巻く情勢

私たちは今、未来を左右する大きな変化に直面しています。

人口減少と超少子高齢化が急速に進み、すでに顕在化している労働力不足への対応のみならず、社会保障制度と地域社会の持続可能性を確保することが大きな課題となっています。高齢化によって社会保障ニーズは高まっていくが、支え手となる生産年齢人口は減少していき、地域社会が有する支え合い機能への期待も増しているが、高齢化と過疎化、人口の地域偏在がさらに顕著となれば、地域の支え合いどころか地域社会の持続可能性が脅かされています。

また、AIやIoTなど第4次産業革命と言われる技術革新の進展により、経済効果と生活者の利便性向上などが期待される一方で、事実上、従属的雇用関係にありながら、法規定の解釈やその適用に、法律に不備や空白があって、その狭間に置かれるような労働者いわゆる曖昧な雇用の増加なども指摘されています。こうした光と影を見据えつつ、多様な就労者に対する法的保護の推進や人的投資の促進など、人が中心となった技術革新への道しるべを明らかにしていくことが急務となっています。

経済・金融などのグローバル化が進行しており、世界の情報や富が一部の限られた巨大デジタルプラットフォームに集中し、影響力を強めています。また、国家間の次世代技術に関する覇権争いや、米中貿易をはじめとする保護主義の台頭など経済や安全保障をめぐる対立が、世界秩序をより不安定なものにしています。

不安定な雇用や格差の拡大、貧困の固定化・連鎖、生活と仕事のバランスがとれない働き方・働かせ方、ハラスメントや人権にかかわる課題、地域を支える中小・地場産業の疲弊など、深刻な問題は依然として解消されていません。

政治には、こうした不安を抱えながら日々働き、くらしている国民と正面から向き合い、それに応える長期展望を示すこと、そして多様な意見に耳を傾けながら社会的合意形成をはかることが求められています。しかしながら、今の政治状況をみると、短期的な施策の積み上げと政局優先の状況に終始していると言わざるを得ません。

労働組合の社会的責任として政治と向き合うことは重要です。働く者・生活者が求める政策を実現していくうえで、政治は避けて通ることのできない手段であります。私たち労働組合は、働く者・生活者本位の政策を実現していくために、有権者の集団としての影響力を整然と行使していくべき存在であり、その前提には多様な国民の声を受け止めることができる健全な民主主義が社会に根付いていることが必要であります。しかし、現状は国民の声を受け止めきれない政治が、国民の政治へのあきらめと無関心につながり、その結果として投票率は低迷し、国民と政治の距離がさらに広がるという悪循環に陥っています。

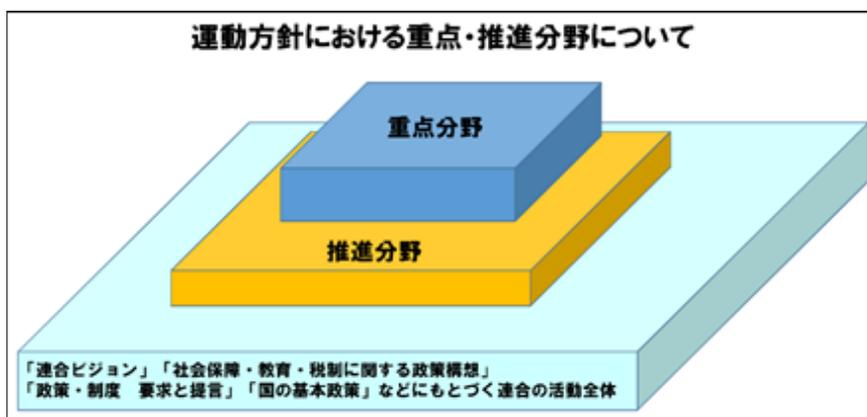
連合は、「政治方針」にもとづき一貫して「左右の全体主義を排し、民意が適正に反映されて、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立」を求めてきました。私たちは、今日の政治情勢を直視し、もう一度こうした原点に立ち返って、その力を再構築していかなければなりません。

加えて、2003年連合評価委員会「最終報告」が指摘した「労働組合が自分たちのために連帯するだけでなく、社会の不条理に立ち向かい、自分よりも弱い立場にある人々とともに闘うこと」の大切さをしっかりと受け止め、労働運動のパワーアップをはかり、社会を覆う不安を払拭しなければなりません。30周年の節目にあたり、「私たちが未来を変える」との決意のもと、運動を再構築して前進していきましょう。

2. 運動方針策定にあたって

連合本部の運動方針や連合ビジョンを基本に、すべての働く者から頼りにされ社会に広がりのある労働運動をめざします。環境変化や様々な困難を抱えながら働く仲間寄り添い、これまで以上に「力と政策」に磨きをかけ、誰一人取り残されることのない、包摂的な社会・職場の実現に向け、多様な人々とともに広がりのある運動をつくりあげていきます。そのために、①「すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進」、②「安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進」、③「男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現」を重点分野とし、運動を推進していきます。

また、志を同じくする団体や個人との連帯やグローバルな連帯、そして政策を実現していくうえで必要となる政治との関わり、関係団体との連携強化なども、活動を精査しながら着実に推進していく必要があります。そうした観点から④「社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承」、⑤「健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進」、⑥「ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進」、⑦「連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成と労働教育の推進」を推進分野とし、相乗効果があがるよう運動を展開していきます。



① すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

地方連合会の責務として、働く仲間の環境変化に対応した集团的労使関係の拡充・強化を追求するとともに、連合本部、構成組織、地域協議会と一体となって、労働組合の役割をより一層社会・職場に浸透させるため、人材や体制など基盤強化を進めます。また、持続可能な社会の実現に向けて、積極的な社会対話と発信による広がりのある運動をつくりあげます。

1. 組織運営の基本

- (1) 第28回定期大会を2020年11月に開催します。
- (2) 組織運営の基本を執行委員会に置き、構成組織の参画と相互責任を持ち合える組織運営を構築し、執行委員会は月1回定例開催します。
- (3) 具体的運動の実施にあたっては、執行委員会構成員の任務分担による担当局が行うこととし、企画から実践までの主体的役割を果たします。なお、運動全般について、総合評価を行い課題の優先順位つけ、及び財政との連動をはかり、効果的な運動を展開します。
- (4) 三役（会長、副会長、事務局長）および各局長、地協議長による企画委員会を構成し、組織運営の基本、主要事案および各局相互の連携等について協議を行い、その協議結果は執行委員会に諮り決定します。
- (5) 構成組織の合意形成にもとづく組織運営と運動の基本方針は連合鳥取が担い、各地域における運動の実践は地域協議会が担うことを基本とします。
- (6) 持続可能な財政基盤の確立に向けて、収支状況を十分チェックし、適正な運用に努めます。
- (7) 2020年2月に連合鳥取結成30周年を迎えるにあたり、記念行事を実施し、更なる飛躍に向けて確かな一歩を踏み出します。

2. 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と組織拡大・強化

- (1) すべての職場における「集团的労使関係」構築をめざすとともに、格差・差別・貧困をなくしていくために組織拡大を最優先課題として総力を挙げて取り組みます。
- (2) 本部組織化専任チーム・構成組織・連合鳥取・地域協議会との三位一体行動により構成組織内の「企業内未組織労働者」と「子会社・関連会社」への組織化に取り組みます。
- (3) 構成組織毎の「組織化ターゲット案件（対象組織名と対象者数）」を的確に把握し、実効性ある取り組みを展開します。
- (4) 組織化を支える人材育成・強化の取り組みとして、連合本部や連合中国ブロッ

クと連携しオルガナイザー研修会への参加や、組織化現場で実践経験を積む機会を設けます。

- (5) 組織アドバイザーと連携を強化し、労働相談や地域で得られた組織化に繋がる情報の共有と具体化をはかります。
- (6) 産業別部門連絡会（「官公部門連絡会」「金属部門連絡会」）と連携して、産業政策の確立と実現、春季生活闘争の情報交換、未加盟未組織の連合加盟の促進等、構成組織が主体となってその機能強化に取り組みます。
加えて、「交運労協」とも連携した取り組みを進めます。
- (7) 構成組織と連携し、連合運動の前進に向けた喫緊の課題である各組織を担うリーダーの育成と体制強化に全力で取り組みます。
- (8) 各種課題解決に向けて、連合鳥取と構成産別との意思疎通を一層深めるため、対話活動を継続実施します。

3. 地域に根ざした顔の見える地協運動の展開

- (1) 地域協議会は、連合加盟組合員や地域住民にとって一番近い存在にあるため、連合の仲間をつなげる活動や地域で働く仲間を支える活動などを通じて、「地域に根ざした顔の見える運動」の具体化をはかります。
- (2) 「地域に根ざした顔の見える運動」の実践強化を通じ、地域レベルから「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」実現に向けた社会的うねりを作り出していきます。そのため、生活相談や地方議員や志を同じくする団体との連携を通じ、働く者・生活者のニーズを汲み取り、地域で頼られる存在としての役割を發揮します。
- (3) 連合鳥取と地協幹事との対話活動を行い、地域における運動への参画をさらに強化していきます。加えて、地協議長・事務局長会議を開催し、課題の共有化や連合運動の浸透と意思疎通を図り運動の強化に努めます。
- (4) 地域において、暮らしや生活に関わる支え合い基盤を創り出すため、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会（労福協・ろうきん・こくみん共済 coop（全労済）、連合）のさらなる連携と、NPO、退職者などさまざまな組織と連携をはかり、地域で信頼され、存在感のある運動を構築します。

4. 社会対話による広がりのある運動の推進

- (1) 経営者団体、業界団体などとの連携を強め、連合がめざす「相互信頼を基本とした労使関係」の理解・浸透をはかるとともに、集団的労使関係の重要性について社会的に広める取り組みを強化します。
- (2) 就職を控える若者に対して、労働組合の必要性をアピールする行動を強化します。
- (3) 組織 PR 活動の強化策として SNS 等を活用して展開します。
- (4) 退職者連合と連携し、連合運動への参加や交流を促進します。

- (5) 機関紙「れんごう鳥取」を毎月1回定期発行します。「連合鳥取ホームページ」をリニューアルします。また、定期大会およびメーデー大会のフォトニュース(A2版)を発行します。
- (6) 街頭宣伝車による「街宣活動」を定期的を実施します。
- (7) 連合本部と連携し、社会的キャンペーン行動に取り組みます。
- (8) 「買おう使おう仲間の商品、仲間のサービス」運動を継続して取り組みます。

② 安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

社会・経済環境や産業構造が大きく変化する中で、「推薦議員との連携、地方自治体への働きかけなどを通じた政策の実現」、「三者構成を原則とした雇用・労働政策の推進」、「労使関係基盤を背景とする賃金・労働諸条件の向上と社会横断化」を運動の基軸に据え、すべての働く者のための政策実現と労働条件改善に取り組みます。

1. 政策・制度要求の取り組み

- (1) 「連合鳥取 2021 年度政策・制度要求」の取り組み
「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く者・生活者の立場に立った政策の実現に全力で取り組みます。
- (2) 要求・提言書(案)の策定は、労働政策局を中心に部門連絡会・構成組織・地域協議会と連携して策定し、政策討論集会の場を経て全体の運動として取り組みを進め、8月を目処に知事及び労働局長に提出します。
- (3) 各地協においても、県内4市に対する政策・制度要求に取り組みます。
- (4) 推薦・支持議員団との連携し、各級議会等の場を通じて、政策実現に努めます。
- (5) 県・労働局や市町村に設置される「働き方改革」や「地方創生」に関する審議会の場に参画し、連合の政策実現および地域に根ざした顔の見える運動を推進します。
- (6) 労働基本権を保障した民主的な「公務員制度改革」、公務における「臨時・非常勤職員の処遇改善」、「労働法制に関する事項」、「会計年度任用職員の新設」等、国の制度に関わる政策については、連合本部における議論の場に参画して意見反映します。
- (7) 各種行政審議会等に労働者代表(女性代表を積極的に登用)として参画し、積極的な政策提言を行います。

2. 2020 春季生活闘争の取り組み

- (1) 2020 春季生活闘争は引き続き、「すべての働く者の労働条件の底上げ・底支え」、「企業規模間や雇用形態間、男女間などの格差是正と均等処遇の実現」に向け、中小労働局を中心に中小支援の取り組みを強化するとともに、賃金要求の基礎データとなる地域ミニマム運動（個別賃金実態調査）を拡大させ労働条件の社会的な波及効果を追求していきます。
- (2) 「中小共闘センター」を中心に、要求目安の明示や賃金実態把握を重視した取り組み、学習会等、地場中小労組の春闘を支える運動を推進します。

3. 最低賃金の取り組み

- (1) 最低賃金の取り組みについては、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げによって賃金の底上げをはかります。
- (2) 鳥取地方最低賃金は、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性が高い水準への引き上げをはかります。
- (3) 特定（産業別）最低賃金については、当該構成組織の取り組みをサポートしていきます。

4. 労働環境改善の取り組み

- (1) 雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」を基本に、非正規労働者の処遇改善や労働環境の整備等、県内の労働に関わる課題について、県行政、労働局など関係行政機関や経営団体に対して要請行動や各種審議会への対応を進めます。
- (2) 未組織労働者への支援として「電話による労働相談」「組合づくり相談」などを行うとともに、労働相談や個別労使紛争に対しては鳥取県労働委員会、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）、鳥取総合労働相談コーナー（労働局）など関係機関との連携を含め専門的対応機能を強化します。
また、地域社会へのアピール性も考慮し、街頭宣伝・チラシ配布行動等に取り組みます。

5. ディーセント・ワーク実現に向けた取り組み

- (1) 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働局に対して、監督指導の強化、労働基準監督官の増員など、労働行政の充実・強化を求めます。
- (2) 春季生活闘争等の活動を通じて、すべての働く者の労働条件の底上げ・復元、ワークルールの確立によるディーセント・ワークの実現をめざします。
- (3) 街宣活動等を通じて社会的アピールを高めます。

6. 働き方改革関連法の対応

- (1) 働き方改革関連法の対応については、「真に働く者のための働き方改革」実現に向けた取り組みとなるよう連合本部の対応方針に基づき、労働者保護ルールの後退を招かないよう世論喚起に取り組みます。

[連合本部の対応方針]

○長時間労働是正に向け、原則的上限（月 45 時間、年 360 時間）を踏まえた労使協定締結の取り組みを強化するとともに、すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と 36 協定の適正化がなされるよう、周知の取り組みを進める。

○高度プロフェッショナル制度について、年収要件や対象業務などの省令・指針の厳格化をはかる。

○同一労働同一賃金の法整備について、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇の実現に向けて、実効性のある省令・指針を定めるとともに、取り組み指針の策定など職場段階での取り組み強化をはかる。

○派遣労働者の雇用の安定と公正な労働条件の確保に向け、2015 年労働者派遣法改正で導入された期間制限への対応や雇用安定措置の確実な実施などにかかわる取り組みを強化する。

○過労死等のない社会の実現に向けて、過労死等防止対策推進法にもとづく改定「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の労使による職場での周知・意識啓発などに取り組む。

○無期転換直前での雇い止め防止に向けた法内容の周知を引き続きはかるとともに、労働組合のない職場などへの対応として情報発信に取り組む。

- (2) 県内における「働き方改革」を加速化するため、「働きやすい鳥取県」を推進するシンポジウム（仮称）を開催します。

7. 労働安全衛生対策の推進

- (1) 「連合鳥取セイフティネットワーク集会」を開催し、メンタルヘルスや労働安全衛生に対する学習を行うとともに構成組織の意識の向上をはかります。
- (2) 連合本部のセイフティネットワーク集会に参加します。

③ 男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現をめざします。その実現に向けて、男女平等参画をはじめとして、「真の多様性」に向けた職場環境等の改善などの取り組みを推進していきます。

また、「フェアワーク」の実現に向けて、働くうえでの困難さが多様化している現状の対応として、すべての働く者の拠り所となるべく役割を発揮します。

1. 男女平等の実現に向けた取り組み

- (1) 2020年10月までを目標とした「連合鳥取第3次男女平等参画推進計画」の達成に向け、全力を挙げて取り組むとともに、この間の成果と残された課題を共有し、2020年10月以降の取り組みにつなげていきます。また、女性役員の人材育成を目的に、構成組織の女性参画が前進するよう、産別オルグの実施や教宣資料等で理解促進をはかります。
- (2) 男女平等推進への機運を高めるため、6月を「男女平等月間」とし、「男女平等参画学習会」、「行政要請行動」等、地域での取り組みを進めます。
- (3) 労働政策局と連携し、県行政、労働局等に対して、行政要請行動や各種審議委員会の場に、これまで以上に女性登用を行い積極的な政策提言を行います。
- (4) 県議会会派「民主」、県女性活躍キャラバン隊等と話し合いの場を設け、地域での女性参画と活躍の促進をはかります。

2. 多様性が尊重される社会の実現

- (1) 性差別的な偏見や固定的性別分担意識を払しょくし、多様性が尊重される社会の実現を目指します。
- (2) 職場におけるあらゆるハラスメントのない職場環境の整備に向けた取り組みを推進する観点から、構成組織におけるハラスメントに関する実態調査を行います。
- (3) 県内で働く外国人労働者について、お互いに認め尊重し合いながら働くことができる「共生」に向けた環境整備を推進します。

④ 社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していきます。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていきます。

1. 平和運動の推進

(1) 世界の恒久平和の実現のため、在日米軍基地の整理縮小、日米地位協定の抜本的見直し、核兵器廃絶、北方領土返還等の運動に、連合本部と連携し推進します。

また、6～9月の連合平和行動月間においては、沖縄（6月）、広島・長崎（8月）、根室（9月）での平和行動に参加します。

尚、竹島の領土権確立の早期解決については、連合中国ブロックとして連携し運動を進めます。

(2) 引き続き、「核兵器廃絶 1,000 万署名」を街頭にて取り組みます。

(3) 連合鳥取ピースウォークを実施します。

(4) 平和に関する現地研修会を開催します。

2. 人権・連帯活動の推進

(1) 第91回メーデー大会は、2020年4月29日（水）に開催します。

(2) 「人権」課題については、部落解放共闘会議へ参画する中で、運動を積極的に推進します。また、拉致被害者の早期解放の取り組みについても、世論喚起や学習会を行うとともに、関係団体の開催する集会・行事などに参加します。

(3) 職場・家庭での「連合エコライフ 21」運動を推進します。

通年的な活動として、「レジ袋削減：マイエコバック利用」「エコキャップ回収運動」「エコドライブ運動」「公共交通機関の利用促進」等に取り組みます。

(4) 「自然環境保全」の取り組みは、「大山ブナ林」復元運動に取り組みます。

実施にあたっては、『大山ブナを育成する会』と連携して活動を進めます。加えて、今後の活動のあり方について関係機関と協議を進めます。

(5) 県内における大規模災害発生時に対しては、「連合鳥取防災マニュアル」に則って対応します。

全国的な大規模災害発生時の対応等、連合全体で取り組むボランティア活動については、連合本部、連合中国ブロック連絡会と連携し参画します。

3. 支え合い・助け合い運動の推進

(1) 「ゆにふあん」活動を通じて、労働組合やNPOなどが行っている支え合い・助け合い活動の参加や支援を促し、社会貢献活動に取り組みます。

(2) 「連合・愛のキャンパ」に取り組み、連合本部、各産別との連携により内外のボランティア・NPO団体等への支援とともに、災害対策支援を進めます。

- (3) フードドライブの取り組みを、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会と連携して取り組みます。

⑤ 健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

健全な議会制民主主義と働く者・生活者のための政策実現に向け、組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進します。

1. 政治活動の基本

- (1) 「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進します。
- (2) 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、働く人・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進めます。

2. 政治活動の推進

- (1) 次期衆議院選挙鳥取県選挙区2区において、「湯原俊二」予定候補者の絶対当選に向け、総力をあげた取り組みを行います。
- (2) すべての政治課題については、連合鳥取内の合意形成を最大限追求し、構成組織一体の運動をめざして、具現化をはかります。
- (3) 政治活動の推進に向け、政治研修会や学習会を開催し、政治活動の重要性の理解と組合員の自発的な参加を促進します。また、連合から職場までの各レベルにおける政治参画を促します。
- (4) 地域での政治基盤強化に向けては、組織内議員擁立も含めた中期的な課題として検討します。
- (5) 働く者・生活者に寄り添う政治勢力の拡大をはかるため、「連合鳥取政策フォーラム」と連携し、さらなる推進をはかります。

3. 推薦議員との連携

- (1) 今年見直した「推薦協定書」をもとに、推薦する側、される側の責任を明確にし、日常的運動課題や政策・制度要求の実現および生活環境改善の取り組みなど、働く人・生活者に寄り添う政治勢力の拡大をはかります。
- (2) 推薦・支持議員団会議は、定例として年2回の開催を行うとともに、各地協においても定例開催を実施します。
- (3) 各級選挙の取り組みにあたっては、都度、推薦・支持議員団会議を開催し、

連合鳥取の方針説明と支援要請する場を設けます。

⑥ ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

グローバル化の進展にともなうサプライチェーンの拡大、多国籍企業による労働者の権利の侵害や労使の日常的なコミュニケーション不足などを背景とする労使紛争が世界で多発している。連合鳥取は、建設的労使関係にもとづいた国際労働運動を様々な組織と連携し、推進していきます。

1. 国際連帯活動の推進

- (1) 中国吉林省総工会との「相互友好交流協定（2015年6月再締結。期間：5年間）」に基づき、吉林省総工会との友好交流に取り組みます。今年度は受入れで対応します。
「相互友好交流協定」が2020年5月で切れるため、再締結に向けた協議を行います。
- (2) 鳥取県労働委員会と連携して、韓国・江原地方労働委員会研究交流団との交流を推進します。
- (3) すべての人の「ディーセント・ワーク」の実現に向け、概念の普及拡大をはかる世界行動デーに取り組みます。また、ディーセント・ワークの促進に合わせ「国連・持続可能な開発目標（SDGs）」の啓発に取り組みます。

⑦ 連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成と労働教育の推進

人材育成・教育は、労働運動の継承と発展を支える喫緊の課題と受け止め、様々な知見を集約し、連合と関係する組織とともに相乗効果を発揮できる体制を強化します。また、組織内外に対しての労働教育および労働に関わるルールや働くものの権利などを幅広く学べる機会の充実をはかります。

1. 労働教育の推進

- (1) 次代を担う若年層の減少と労働組合・労働運動の必要性に対する意識の希薄化が懸念されることから、「労組リーダーセミナー」を開催し人材育成に取り組みます。
- (2) 社会に向けた労働教育の推進として、ワークルール検定の実行委員会に参加し運営に協力します。なお、2020年秋は、初級試験全都道府県開催予定。
- (3) 子どもの成長段階に応じて、働く意義、働く者の権利・義務、ワーク・ライフ・バランスや労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育「出前授業」に取り組みます。

- (4) 連合鳥取、労福協、経営者協会、行政と連携して、県内すべての高校3年生に向け、働くことへの解説冊子「THE 社会人基礎編」を配布します。
- (5) 労働相談対応者の育成とスキルアップを図るため専門機関等が開催する研修に積極的に参加します。
- (6) 連合本部、中国労組生産性本部の労働教育に積極的に参加します。
- (7) 中国労組生産性会議等が主催する国内・海外労働事情視察団等に参加し、国内外の経済・労働事情などを学習し、今後の連合運動や組合運動に役立てます。
- (8) 労働審判員の能力向上・人材育成の研修受講に積極的に取り組みます。
- (9) 鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会主催の四団体研修を開催し、労働者自主福祉運動の理解を深めます。

2. 青年委員会・女性委員会活動の推進

- (1) 「青年委員会」は次世代を担う女性・男性組合員が集い、青年組合員としての役割発揮と仲間のネットワークづくり、環境、平和、男女平等参画など、青年の特性と主体性を活かした活動を進め、将来の労働運動を担うリーダーの育成をはかります。
- (2) 「女性委員会」は、連合構成組織における女性労働者のネットワークとして存在することと位置づけ、女性労働者のネットワークの拡大、女性労働者の地位向上のための運動参画や女性リーダーの育成に取り組みます。
- (3) 各地域協議会において、青年・女性組合員が産別間の相互交流や地域での諸活動を展開できるよう組織づくりに取り組みます。

以 上